

公害紛争処理制度のご案内

～公害の苦情や紛争の解決のために～

富山県公害審査会事務局

富山県生活環境文化部環境政策課（企画係）

〒930-0005 富山市新桜町5-3

第2富山電気ビルディング8階

TEL 076-444-3141

FAX 076-444-3480

目 次

公害問題でお困りになったら

1. まず公害苦情相談窓口へ
 - ・ 公害苦情相談窓口、役割分担、その他 1
2. 公害紛争処理制度の利用
 - ・ 苦情相談窓口で処理することが困難な場合 1
 - ・ 公害苦情相談、公害紛争処理の流れ 2

公害紛争処理制度の仕組み

1. 富山県公害審査会とは
 - (1)公害審査会の概要 3
 - (2)あっせん、調停、仲裁について 3
 - (3)管轄について 3
2. 審査会が扱う紛争とは 3
3. 制度を利用できるのは
 - (1)申請できる方は 4
 - (2)申請の方法は 4
4. 調停とはどういう仕組みか
 - (1)調停とは 5
 - (2)調停の手続き 5
 - (3)解決に向けて 5
 - (4)手数料はいくら 6
 - (5)調停手続きの流れ（例） 7
 - (6)調停手続きにおける裁定等の活用 9
5. 公害等調整委員会が行う裁定とは 10
6. 他の主な紛争解決手段は 10

- 参 考①：公害審査会委員名簿 11
- 参 考②：調停申請書記載例 12
- 様式例①：調停申請書 13
- 様式例②：委任状（弁護士に委任する場合） 14
- 様式例③：委任状（弁護士以外に委任する場合） 15
- 様式例④：代理人承認申請書（弁護士以外に委任する場合） 16
- 様式例⑤：代表者選定書 17

公害問題でお困りになったら

1. まず公害苦情相談窓口へ

大気の汚染、水質の汚濁など身近な公害問題でお困りになったら、まずお住まいの市役所、町村役場又は県の公害苦情相談窓口をご利用ください。

ご相談内容について、被害の実情などを調査し、関係機関と協力して、当事者に改善のための指導や助言を行います。

公害苦情の多くは、ここで迅速かつ適切な解決が図られています。

(1)市町村の公害苦情相談窓口

お住まいの市町村の公害・環境担当課

(2)県の公害苦情相談窓口

生活環境文化部環境保全課

〒930-0005 富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング8階

TEL 076-444-3144(直通) FAX 076-444-3481

(3)役割分担

市町村：下記を除く通常の公害苦情

富山県：苦情の内容が2つ以上の市町村区域の住民に及ぶもの

人の健康又は生活環境に重大な被害を及ぼすもの

内容が複雑で市町村において処理することが著しく困難と認められるもの

(4)その他

相談に関わる職員については、法の規定により守秘義務が課せられておりますので、プライバシー保護についてのご心配はありません。公害の実態を適切に把握し、よりよい解決を図るため、電話等においても、できるだけお名前やご住所等をお知らせのうえ、お気軽にご相談ください。

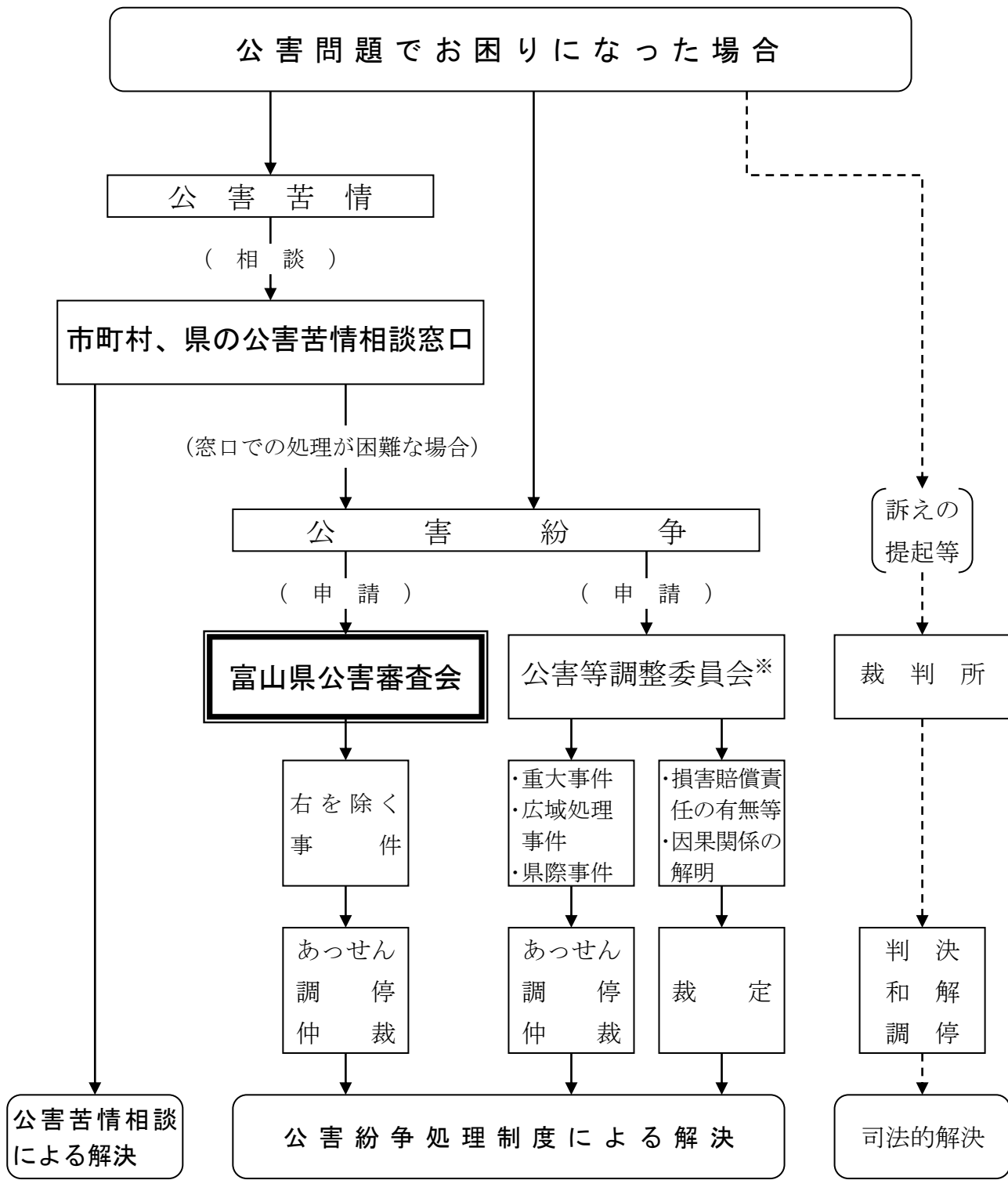
2. 公害紛争処理制度の利用

苦情相談窓口で処理することが困難な場合、例えば

- ・ 苦情申立後相当期間が経過して、なお解決の見通しが立たないが、第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われる場合
- ・ 損害賠償の問題が中心となっている紛争など、第三者が仲介する必要がある場合
- ・ 当事者が多数の場合や、被害が広範囲に及ぶような規模の紛争

などには、法律に基づく公害紛争処理制度を利用することにより、有効な解決が図られる場合があります。

公害苦情相談、公害紛争処理の流れについては次の図を参照してください。



※公害等調整委員会（国の公害紛争処理機関）の管轄

①あっせん、調停、仲裁（以下の事件に限る）

- ・重大事件…大気汚染、水質汚濁等により生ずる著しい被害に係る事件
- ・広域処理事件…航空機や新幹線による騒音事件
- ・県際事件…複数の都道府県にまたがる事件

②裁定

- ・責任裁定…公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償額に係る事件
- ・原因裁定…公害に係る被害が発生した場合の因果関係の解明に係る事件

公害紛争処理制度の仕組み

1. 富山県公害審査会とは

- (1) 富山県公害審査会（以下「審査会」といいます。）は、公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、あっせん、調停、仲裁を行う組織です。
- (2) 審査会は、弁護士や学識者など12名の委員で組織されています（11ページ参照）。この12名のうちから審査会の会長が指名する委員（あっせんは3名以内、調停及び仲裁は3名〔委員会を設置〕）が、次の手続きにより紛争の解決を図ります。

種類	概要	手数料
あっせん	あっせん委員が当事者の間に入って両者の話し合いが円滑に行われるよう仲介し、自主的解決を援助、促進することで紛争の解決を図る手続き。	不要
調停	調停委員会が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続きで、これまで最も多く利用されている。	必要 〔6ページ参照〕
仲裁	紛争の当事者双方が裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会にゆだね、その判断に従うことを合意（仲裁契約）し、その判断によって紛争の解決を図る手続き。	必要 〔9ページ参照〕

上記の手続きを組み合わせることも可能であり、例えば、調停の過程で仲裁申請の合意がなされた場合には、仲裁申請により仲裁手続きに移行したうえで、判決と同様の最終的な判断を求めるという方法もあります。

- (3) 重大事件等に係るあっせん、調停、仲裁や、損害賠償責任の有無、因果関係の存否に係る裁定については、国の公害等調整委員会の管轄となります（2ページ参照）。

2. 審査会が扱う紛争とは

審査会が扱う紛争は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる^{※1}「典型7公害」^{※2}に関する民事上の紛争^{※3}です（公害紛争処理法第2条、第26条）。

※1 「相当範囲にわたる」とは、人的・地域的に広がりがあるという趣旨です。

※2 「典型7公害」とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による被害をいいます（環境基本法第2条第3項）。この場合の被害は、既に発生しているもののほか、将来発生するおそれのあるものも含まれます。

※3 「民事上の紛争」とは、例えば、損害賠償の請求や操業の差止め、公害の防止対策を求めるといったものです。廃棄物焼却施設の設置許可の取消しを求めるといったいわゆる「行政事件」は、この紛争処理の対象にはなりません。

3. 制度を利用できるのは

(1)申請できる方は

典型7公害に関する民事上の紛争の当事者であれば、被害者、加害者いずれからも申請できます。また、一人でも申請できますし、複数人が共同で申請することもできます。さらに、会社などの法人でも申請できます。

なお、代理人又は代表者による申請もできますが、この場合は、それぞれ添付書類（代理人は委任状〔様式例14、15ページ〕、代表者は代表者選定書〔様式例17ページ〕）が必要になりますので、事前にご相談ください。

ア 代理人による申請

当事者は、**弁護士又は調停等の委員会の承認を得た者のみを代理人に選任することができます。**（ただし、あっせんについてはこのような制限はありません。）

この場合、代理人は事件の処理に必要な手続き上一切の行為をする権限を有します。ただし、申請の取下げ、調停案の受諾等については別にその旨の委任を受けることが必要です。（公害紛争処理法第23条の2）

イ 代表者による申請

当事者が多数の場合、当事者は**一人又は数人の代表者を選定することができます。**

この場合、代表者は単独で、他の当事者のために、申請の取下げ又は調停案の受諾を除き、申請に係る一切の行為をすることができます。なお、代表者がすることができる行為については、当事者は代表者を通じてのみ行うことができます。（公害紛争処理法施行令第3条）

(2)申請の方法は

次の事項を記載した書面（申請書）に、申請人、代理人又は代表者が記名し、調停又は仲裁の場合は手数料（6、9ページ参照）相当額の富山県収入証紙を添えて、富山県公害審査会事務局に提出してください。（記載例12ページ、様式例13ページ）

申請書の記載事項（公害紛争処理法施行令第4条）

- ① 申請人の氏名又は名称及び住所
- ② 当事者の一方が申請人である場合には、相手方の氏名又は名称及び住所
- ③ 代理人又は代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名及び住所
- ④ 公害に係る事業活動等の行われた場所及び被害の生じた場所
- ⑤ あっせん、調停又は仲裁を求める事項及びその理由
- ⑥ 紛争の経過
- ⑦ 申請の年月日
- ⑧ 仲裁の申請の場合、当事者が合意によって選定した仲裁委員があるときは、その者の氏名
- ⑨ その他参考となる事項

提出先

富山県公害審査会事務局（生活環境文化部環境政策課 企画係）

〒930-0005 富山県富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング8階

TEL 076-444-3141（直通） FAX 076-444-3480

なお、紛争の内容によっては、市町村の公害苦情相談を通じた方がより迅速な解決を図ることができる場合や、公害紛争処理制度になじまないものもあります。このため、申請にあたっては、**できる限り事前のご相談をお勧めします。**

4. 調停とはどういう仕組みか

公害紛争処理制度の中で**最も多く利用されているのが調停**です。以下では、この調停制度についてご説明します。

(1)調停とは

調停委員会が紛争の当事者を仲介し、**双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続き**です。調停委員会は、紛争解決に向けて当事者の話し合いを積極的に進め、当事者の歩みよりを促し、合意点をさぐります。

調停の申請をするときは、審査会あてに調停申請書（様式例13ページ）を提出する必要があります。作成にあたっては、12ページの記載例を参考にしてください。

(2)調停の手続きとは

紛争の当事者から申請があった場合に、公害審査会会長の指名により**3人の委員**からなる**調停委員会**が組織されます。調停委員会は、調停期日（調停が行われる日時を期日といいます。）を開催します。

当事者は、期日に出席して被害の実態や防止対策等について調停委員会と話し合ったり、文書を提出したりすることなどができます。調停委員会は、当事者双方から聴いた意見や提出された資料をもとに、争点の整理を行います。また、必要に応じて現地調査を実施するとともに、場合によっては事件の関係人や参考人の意見聴取、鑑定人に鑑定依頼を行います。（公害紛争処理法第32条、33条、同施行令第10条）

なお、紛争の実情を明らかにし、当事者が率直に意見を述べあうことができるよう、**調停手続は非公開**とされています。（公害紛争処理法第37条）

(3)解決に向けて

調停委員会は、相互の譲歩を図って調整や説得を行い、適切妥当な調停案を作成・提示するなど、合意が成立するよう努めます。また、必要があると認めた場合には、調停委員会自らが調停案を作成し、その受諾を勧告することもあります。（公害紛争処理法第34条）

調停手続きの結果、当事者間に合意が成立すれば、事件は終結します。当事者間に成立した合意は、民法上の和解契約と同一の効力を有することになります。

しかし、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したときは、調停委員会は調停を打ち切ることになります。（公害紛争処理法第36条）

<留意事項>

- ・ 合意が成立するためには、当事者がお互いに譲り合うことが大切です。「調停を申請さえすれば、調停委員会が適切な処理をしてくれる」という制度ではありません。
- ・ 調停による合意には強制力はありません（裁判上の和解のように強制執行の債務名義〔強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと〕とすることはできません）。強制的に合意内容を実現するためには、改めて訴訟を提起して確定判決を得ることが必要となります。
- ・ 公害紛争処理制度と裁判制度とは別体系です。したがって、民事調停や民事裁判に係属中の事件でも公害審査会への調停の申請は可能ですし、また、公害審査会で調停の手続きが進行中の事件でも民事調停や民事裁判の提起は可能です。

(4)手数料はいくら

申請には所定の申請手数料（次表参照）が必要です。この申請手数料の額は、調停を求める事項の価額によって算定します。（富山県手数料条例別表第1の102の項）

損害賠償を求める場合は、その請求額が「調停を求める事項の価額」となります。また、騒音の差止請求などのように価額の算定が不可能な場合は、その価額を500万円とみなし、次表により手数料は3,800円となります。

なお、一旦納付された手数料は返還できませんのでご了承ください。

○調停の申請手数料早見表

価 額	手数料の額
100万円まで	1,000円
200万円	1,700円
500万円	3,800円
1,000万円	7,300円
2,000万円	13,300円
5,000万円	31,300円
1億円	61,300円
2億円	111,300円
5億円	261,300円

○算出基準

価 額	手数料の額
100万円まで	1,000円
100万円を超え 1,000万円まで の 部 分	1万円まで ごとに7円
1,000万円を超え 1億円まで の 部 分	1万円まで ごとに6円
1億円を超える 部 分	1万円まで ごとに5円

(5)調停手続きの流れ（例）

調停手続きの流れの例は次のとおりです。なお、次のページにその流れを図に示しています。

① ○年○月○日調停の申請

- 工場からの騒音・振動の被害を受けている近隣住民が、工場経営者を相手方とする調停の申請書を富山県公害審査会あてに提出する。



② ○年○月○日公害審査会の開催、調停委員会の設置

- 公害審査会を開催し、申請書を受理する。
- 公害審査会会長により3名の調停委員が指名され、調停委員会が組織される。
- 公害審査会から相手方の工場経営者に対して、当該工場経営者を一方の当事者とする調停の手続きが開始された旨の通知を行う。



③ ○年○月○日第1回調停期日、現地調査の実施 <非公開>

- 住民と工場経営者が期日に出席し、調停委員会が当事者双方から、申請の内容、提出資料、これまでの紛争の経過などについて確認を行う。
- 住民の代表者と工場経営者立会いのもと、調停委員会と審査会事務局担当職員が工場からの騒音・振動の測定を行う。



④ ○年○月～○月 第2回～第△回調停期日 <非公開>

- 当事者双方が紛争の解決方法について意見、主張を述べあい、工場が発生源対策を行う方向で調整が進む。



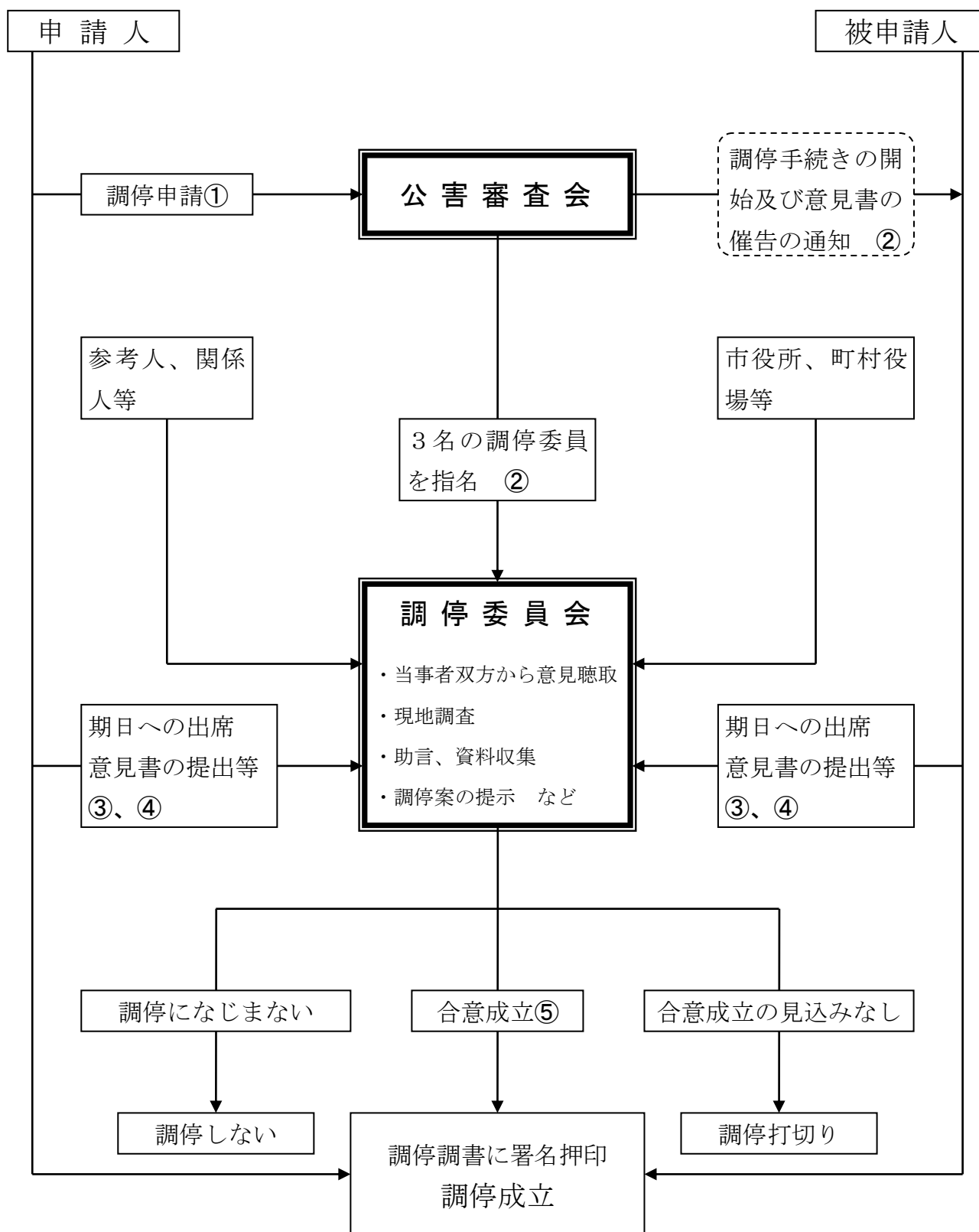
⑤ ○年○月○日第×回調停期日 <非公開>

- これまでの当事者双方の譲歩内容を確認のうえ、調停委員会が調停案を作成し、当事者双方に提示した結果、当事者双方がこれを受け入れ、合意が成立する。

<調停条項（調停による合意）の例>

- ① 工場は別紙記載のとおり、防音工事を実施するとともに、防振装置を設置する。
- ② 工場の操業時間を原則として午前8時から午後6時までとする。
- ③ 工場は環境関連法令を遵守し、両当事者は良好な相隣関係の形成に努める。
- ④ 当事者間には、本件紛争に関し、この調停事条項に記載したもののほか、何ら債権債務がないことを確認する。

調停手続きの流れ



※図中の番号（①～⑤）は7ページの手続きの流れの番号を指しています。

(6)調停手続きにおける裁定等の活用

- ・ 公害審査会に継続している調停事件において、加害行為と被害発生との因果関係について当事者が対立し、専門的な調査等を行う必要がある場合は、当事者は国の公害等調整委員会に被害の原因に関する裁定（原因裁定）を申請することができます。

○原因裁定の申請手数料

被害を主張する者1人につき	3,300円
---------------	--------

- ・ 公害審査会において調停事件が打ち切られた場合でも、国の公害等調整委員会に損害賠償の責任に関する裁定（責任裁定）や原因裁定を申請することができます。

○責任裁定の申請手数料早見表

価 額	手数料の額
100万円まで	1,400円
200万円	2,700円
500万円	6,600円
1,000万円	13,100円
2,000万円	23,100円
5,000万円	53,100円
1億円	103,100円
2億円	173,100円
5億円	383,100円

○算出基準

価 額	手数料の額
100万円まで	1,400円
100万円を超え 1,000万円まで の 部 分	1万円まで ごとに13円
1,000万円を超え 1億円まで の 部 分	1万円まで ごとに10円
1億円を超える 部 分	1万円まで ごとに7円

- ・ 公害審査会において調停事件が打ち切られ、その旨の通知を申請人が受けてから2週間以内に同事件の仲裁の申請をされる場合は、仲裁の手数料の額から、先行の調停の際に納付された手数料の額が控除されます。例えば、請求額が500万円の場
合、調停は3,800円、連続する仲裁は6,200円（10,000円－3,800円）となります。

○仲裁の申請手数料早見表

価 額	手数料の額
100万円まで	2,000円
200万円	4,000円
500万円	10,000円
1,000万円	20,000円
2,000万円	35,000円
5,000万円	80,000円
1億円	155,000円
2億円	255,000円
5億円	555,000円

○算出基準

価 額	手数料の額
100万円まで	2,000円
100万円を超え 1,000万円まで の 部 分	1万円まで ごとに20円
1,000万円を超え 1億円まで の 部 分	1万円まで ごとに15円
1億円を超える 部 分	1万円まで ごとに10円

5. 公害等調整委員会が行う裁定とは

(1)裁定とは

損害賠償責任の有無及び賠償額の判断（責任裁定）、被害と加害行為との間の因果関係の存否（原因裁定）に関し、法律的判断を行うことによってその解決を図る手続きです。国の公害等調整委員会にのみ申請できます（2ページ参照）。

公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

TEL 03-3581-9959(公調委 公害相談ダイヤル) FAX 03-3581-9488

E-mail kouchoi@soumu.go.jp ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

(2)裁定の特徴

当事者の互譲に基づく合意により紛争を解決する調停に対し、裁定は裁定委員会が証拠調べ等により収集した証拠資料を基に事実関係を確定し、法律的判断をすることにより紛争を解決する手段であり、調停に比べ公権的な要素が強い手続きです。

6. 他の主な紛争解決手段は

(1)公の機関によって強制的に解決したい場合

① 地方裁判所又は簡易裁判所に民事訴訟を提起

- ・手数料…例えば、裁判で請求する金額が100万円の場合は10,000円、1,000万円の場合は50,000円。

② 地方裁判所に仮処分※を申請

※ 「仮処分」とは、金銭債権以外の特定物の給付・引渡その他特定の給付を目的とする請求権の執行保全を目的とし、あるいは争いがある権利関係につき仮の地位を定めることを目的とする手続きです。（有斐閣「新法律学辞典」より）

- ・手数料…2,000円

(2)公の機関によって円満に解決したい場合

① 簡易裁判所に調停（民事調停）を申立て

- ・メリット…債務名義が得られる。（⇔公害紛争処理法の調停等では得られない）
- ・手数料…例えば、紛争の対象の額が100万円の場合は5,000円、1,000万円の場合は25,000円。

② 簡易裁判所における起訴前の和解（即決和解）（裁判官の面前で相手方との話し合い）

- ・メリット…当事者に和解する意思があれば迅速に解決。債務名義が得られる。
- ・手数料…2,000円

【参考①：審査会の組織】

富山県公害審査会委員名簿

令和6年11月1日現在

役職名	氏名	現職
会長	大石 貴之	弁護士
会長代理	高橋 ゆかり	富山国際大学現代社会学部教授
委員	池永 実和	富山地方裁判所民事調停委員
委員	加賀谷 重浩	富山大学学術研究部工学系教授
委員	河 靖子	富山地方裁判所民事調停委員
委員	河合 晃充	富山県医師会理事
委員	谷口 央	弁護士
委員	手計 太一	中央大学理工学部教授
委員	寺島 修	富山県立大学特別研究員
委員	松村 健太	富山大学学術研究部医学系講師
委員	南 果	弁護士
委員	渡辺 幸一	富山県立大学工学部教授

任期：令和6年11月1日～令和9年10月31日

【参考②：調停申請書記載例】

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

調 停 申 請 書

富山県公害審査会 御中

申請人の氏名 甲野 太郎
住所 富山県〇〇市〇〇町△△番地
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
(代理人がいる場合) 代理人の氏名 弁護士 乙川 二郎
住所 富山県××市××町□□番地
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり、調停の申請をします。

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申 請 人 氏名 甲野 太郎
住所 富山県〇〇市〇〇町△△番地
上記代理人 氏名 乙川 二郎
住所 富山県××市××町□□番地
被 申 請 人 氏名 丙山産業株式会社 代表取締役 丁沢 四郎
住所 富山県〇〇市〇〇町××番地

2 公害に係る事業活動等の行われた場所及び被害の生じた場所

(1)事業活動等の行われた場所

富山県〇〇市〇〇町××番地に所在する被申請人会社の工場

(2)被害の生じた場所

申請人の住所地

3 調停を求める事項

- (1) 被申請人は、富山県〇〇市〇〇町××番地に所在する工場について、防音・防振措置を講じて、騒音及び振動を低減すること。
(2) 被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。

4 理由

工場騒音・振動による健康被害、精神的被害、財産的被害等の状況及び調停を求める事項に至った理由について記載すること。

5 紛争の経過

工場騒音・振動による被害が始まった時点から現在までの経過について記載すること。市役所等の苦情相談窓口で苦情を申し立てている場合、市役所等からの指導経過についても記載すること。

6 添付書類

委任状

【様式例①：調停申請書】

年 月 日

調 停 申 請 書

富山県公害審査会 御中

申請人の氏名

住所

電話

代理人の氏名

住所

電話

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり、調停の申請をします。

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申 請 人 氏名

住所

上記代理人 氏名

住所

被 申 請 人 氏名

住所

2 公害に係る事業活動等の行われた場所及び被害の生じた場所

(1)事業活動等の行われた場所

(2)被害の生じた場所

3 調停を求める事項

4 理由

5 紛争の経過

6 添付書類

【様式例②：委任状（弁護士に委任する場合）】

委 任 状

年 月 日

住 所

氏 名

電 話

申請人 〃 と被申請人 〃 との間で公害紛争処理法による調停について、下記の者を代理人に選任し、申請の取下げ、調停案の受諾及び代理人の選任を含む一切の行為をする権限を授与します。

記

事務所の所在地

名 称

電 話

F A X

所属弁護士会

弁護士氏名

【様式例③：委任状（弁護士以外に委任する場合）】

委 任 状

年 月 日

住 所

氏 名

申請人 _____ と被申請人 _____ との間の公害紛争処理法による
調停について、下記の者を代理人に選任し、申請の取下げ、調停案の受諾及び代理人の選任を含
む一切の行為をする権限を授与します。

記

住 所

電 話

F A X

氏 名

職 業

【様式例④：代理人承認申請書（弁護士以外に委任する場合）】

年 月 日

代 理 人 承 認 申 請 書

富山県公害審査会調停委員会 御中

氏 名

住 所

電 話

申請人 〃 と被申請人 〃 との間の公害紛争処理法による
調停について、下記の者を代理人に選任したいので承認を求めます。

記

住 所

電 話

F A X

氏 名

職 業

当事者との関係

代理人として適当であるとする理由

添付書類： 委任状

【様式例⑤：代表者選定書】

代 表 者 選 定 書

年 月 日

住 所

氏 名

電 話

住 所

氏 名

電 話

住 所

氏 名

電 話

申請人

と被申請人

との間の公害紛争処理法による

調停について、下記の者を公害紛争処理法施行令第3条第1項に規定する代表者に選定します。

記

住 所

電 話

F A X

氏 名